

# 立川市立柏小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### （1） いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有します。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されています。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

### （2） 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、該当学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行います。

また、重大性の高いいじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたります。

## 3 いじめの未然防止の取組

### （1） 分かる授業づくり

児童等一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努めます。

### （2） 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」「いじめに第三者はいない」という認識を児童等がもてるよう、さらに命の大切さや生命尊重などについて教育活動全体を通じて指

導します。

- (3) 体験活動の充実  
他者とのかかわりでコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施します。
- (4) 学級経営の充実  
学級活動に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れたりして児童の自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むようにします。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策  
全校児童等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行います。
- (6) いじめ防止に関する研修の実施  
いじめ防止に関する研修を年間計画（職員会議・長期休業中等）に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。
- (7) QU テストの活用

年 2 回行う QU テストの結果を分析し、学級内の児童の関係を把握し、人間関係の改善に努めます。

- (8) 人権週間（1・2 学期）  
全校でいじめ防止の標語づくりに取り組み、集会活動を通して互いを思いやる心情を育てます。
- (9) 外部人材を活用したいじめ防止授業  
弁護士等の外部人材を活用して、いじめ防止授業を実施します。（第 5 学年）情報モラル教育推進し、ネット上のいじめやトラブルについて考えます。（全学年）

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的な見守りと児童の声に耳を傾ける  
日常的に児童を見守るとともにその声に耳を傾け、小さなトラブルを早期に発見し解決していきます。
- (2) アンケート調査の実施  
いじめを早期に発見するために、毎学期 1 回、児童等に対するアンケート調査を実施します。
- (3) スクールカウンセラーの活用  
スクールカウンセラーにより相談と巡回により児童の情報を把握してもらい、必要に応じて情報を共有します。スクールカウンセラーと 5 年全児童の面談を 1 学期末までに行います。
- (4) 教職員の共通理解  
校内委員会及び毎月 2 回の終礼を活用し、気になる児童について共通理解を図り、教職員全体で見守ります。

#### 5 重大性の高いいじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、繰り返し行われる、深く傷ついている等の重大性の高いいじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告します。

- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を立川市教育委員会に報告します。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会を中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行います。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企画した場合等)
- ② いじめにより児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、立川市教育委員会へ事態発生について報告します。
- ② 立川市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、関係機関を含めた調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。調査組織の構成員は校長を責任者とし、副校長、主幹教諭、生活指導主任等、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市または校長が指名した者とします。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供します。
- ④ 調査結果を立川市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとります。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童等が安心して教育を受けるために必要な措置を講じます。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

※立川市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力します。

## 7 学校評価と基本方針の改善

- (1) 学校関係者評価(保護者アンケート、児童アンケート)では、いじめについての項目や自由記述の意見を参考に学校運営の改善を図ります。
- (2) 基本方針の改善につきましては、毎年、見直しの機会を設け、保護者・地域の声を検討・改善してよりよい基本方針を示します。

## 8 保護者・地域への啓発と広報

- (1) 学校だより、各種便りを学校ホームページに掲載し、人権尊重やいじめ防止についての啓発を図ります。
- (2) 保護者・地域の関係諸団体にいじめ防止基本方針を周知し、理解・協力を求めます。
- (3) 保護者・地域住民に、該当校の児童にいじめられているなどの気にかかる状況がある場合、情報

提供をしてもらえるように協力を依頼します。

\*この立川市立柏小学校いじめ防止基本方針は、平成26年9月1日付から施行する。

\*立川市子どものいじめ防止条例の公布の日、平成26年5月30日付から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行することを受けている。

\*平成29年12月28日一部改正

\*令和5年11月30日一部改正